

# 「土地収用法施行令等の一部を改正する政令案」の概要

## 1 概要

土地収用法の一部を改正する法律（平成13年法律第103号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、仲裁の手續の細目、起業者以外の者の署名押印を要せず土地調書等を作成することができるための要件の一である一人当たりの補償金の見積額、補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限等を定めるほか、関係政令の規定について所要の整備を行う。

なお、政令で定める損失の補償に関する細目（法第88条の2）については、改正法の施行日までに、別途、政令を制定する。

## 2 土地収用法施行令の改正（改正政令第1条）

### (1) あっせんに関する規定の整理（令第1条の2から第1条の7まで。法第2章の2第1節関係）

改正法により法第2章の2第1節の規定の整理が行われたことに伴い、あっせん関係の規定につき同様の表記上の整理を行う。

### (2) 仲裁の手續及び費用負担（令第1条の7の2から第1条の7の5まで。法第15条の13関係）

仲裁申請書の記載事項、申請者に対する仲裁委員の氏名の通知、仲裁手續の非公開、仲裁に要する費用の負担（予納義務及び算定方法）について定める。

### (3) 土地調書及び物件調書の作成手續の特例の適用要件たる「著しく低い額」（令第1条の8の2。法第36条の2第1項第1号及び第2号関係）

公告・縦覧方式により土地調書及び物件調書を作成する特例手續の適用要件に係る補償金の見積額の上限を1万円と定める。

### (4) 補償金等の払渡しのための書留郵便の発送期限（令第1条の21。法第100条の2第1項関係）

補償金の払渡しを書留郵便により行う場合の発送期限を、権利取得の時期又は明渡しの期限から逆算して中13日空けた日とする。

### (5) 収用委員会等の行う送達・通知方法の合理化（令第4条及び第6条。法第135条第2項関係）

収用委員会が行う書類の送達等について、差置送達や補充送達ができない場合には、現行では直ちに公示送達となるが、権利者の保護と収用委員会等の事務の合理化のため、民事訴訟法第107条を準用することとする。

### (6) 手数料関係規定の整備（令第2条。法第125条関係）

改正法により創設された仲裁制度について、その申請の際に都道府県に納めるべき手数料の標準額を定めるほか、改正法による事業認定手續の改正を受けて、国に納めるべき手数料の額及び都道府県に納めるべき手数料の標準額について所要の改正を行う。

### (7) その他

法の技術的読替えの整理、法定受託事務の区分の整理を行う。

## 2 その他関係政令の改正（改正政令第2条から第4条まで及び附則第4条）

### (1) 公共用地の取得に関する特別措置法施行令の改正（改正政令第3条）

改正法による特定公共事業の認定手續の改正を受けて、特定公共事業の認定の申請手数料の額を改定する。

### (2) 社会資本整備審議会令の改正（改正政令第4条）

事業認定に係る社会資本整備審議会からの意見聴取手続に関する事項を、社会資本整備審議会公共用地分科会の所掌と定める。

(3) その他(改正政令第2条及び附則第4条)

駐留軍用地特措法施行令(技術的読替え等)及び地方自治法施行令(事務の区分)について規定の整理を行う。

**3 施行日**

改正政令の施行日は、改正法の施行の日(平成14年7月10日)とする。